

代替業務の手引き

自社の管理台帳または入力用記録メモ用紙を使用したシステム停止時の代替業務の手引き

● 解体自動車の引取(プレス・せん断業者)

- 自動車リサイクルシステムが停止した場合でも、前工程の事業者から解体自動車が搬入された場合、車台番号を確認の上、解体自動車引取を実施することは可能です。
- 電子マニフェストシステムを利用した引取報告については、システム復旧後に実施して下さい。
- システム入力項目については、自社で使用している管理台帳または入力用記録メモ用紙に一時記録し、それを参照しつつシステム復旧後に改めてシステムに入力して下さい。
- 記録する項目については、以下の通りです。
 - 引取日時
 - 引渡元事業者コード、または名称
 - 引取報告対象車台番号
- 自動車リサイクルシステムが停止した場合でも、プレス・せん断処理は実施することは可能です。

● 解体自動車の引渡(プレス・せん断業者からシュレッダー業者)

- 自動車リサイクルシステムが停止した場合でも、シュレッダー業者に対する解体自動車の引渡は実施することが可能です。
- 電子マニフェストシステムを利用した引渡報告については、システム復旧後に実施して下さい。
- システム入力項目については、自社で使用している管理台帳または入力用記録メモ用紙に一時記録し、それを参照しつつシステム復旧後に改めてシステムに入力して下さい。
- 記録する項目については、以下の通りです。
 - 引渡先事業者コード、または名称
 - 運搬事業者区分：「自社運搬、または引渡先運搬」、「運搬委託」から選択
 - (「運搬委託」選択の場合、)委託先事業社名、及び許可番号
 - 引渡報告対象車台番号
- シュレッダー業者が搬入された車台を確認するため、車台番号を記録した管理台帳または入力用記録メモ用紙のコピー、またはリサイクル券の束を運搬業者に持たせることを推奨します。
- システムによる引渡報告の送信は、システム復旧後に実施して下さい。

● 解体自動車の引渡(プレス・せん断業者から非認定全部利用者への引渡)

- 自動車リサイクルシステムが停止した場合でも、非認定全部利用者に対する解体自動車の引渡は実施することが可能です。
- 電子マニフェストシステムを利用した引渡報告については、システム復旧後に実施して下さい。
- システム入力項目については、自社で使用している管理台帳または入力用記録メモ用紙に一時記録し、それを参照しつつシステム復旧後に改めてシステムに入力して下さい。
- 記録する項目については、以下の通りです。
 - 事業者情報：氏名/名称、住所/所在地
 - 運搬事業者区分：「自社運搬、または引渡先運搬」、「運搬委託」から選択
 - (「運搬委託」選択の場合、)委託先事業社名、及び許可番号
 - 引渡報告対象車台番号
- 上記内容を記録した管理台帳または入力用記録メモ用紙のコピーを運搬業者に持たせて下さい。
- 上記書面について、非認定全部利用者のサインや受領印等を頂いたものを保管して下さい。
- システムによる引渡報告の送信は、システム復旧後に実施して下さい。

代替業務の手引き

自社の管理台帳または入力用記録メモ用紙を使用したシステム停止時の代替業務の手引き

● 解体自動車の引渡(プレス・せん断業者から認定全部利用者への引渡)

- 自動車リサイクルシステムが停止した場合でも、認定全部利用者に対する解体自動車の引渡は実施することが可能です。
- 電子マニフェストシステムを利用した引渡報告については、システム復旧後に実施して下さい。
- システム入力項目については、自社で使用している管理台帳または入力用記録メモ用紙に一時記録し、それを参照しつつシステム復旧後に改めてシステムに入力して下さい。
- 記録する項目については、以下の通りです。
 - 運搬事業者区分：「自社運搬、または引渡先運搬」、「運搬委託」から選択
 - (「運搬委託」選択の場合、)委託先事業社名、及び許可番号
 - 引渡報告対象車台番号
 - 委託引取会社等：「ART」、「TH」
 - 電炉等名称
- 上記内容を記録した管理台帳または入力用記録メモ用紙のコピー、及び通常作成する検収伝票を運搬業者に持たせて下さい。
- 上記書面について、サインや受領印等を頂いたものを確認し、保管して下さい。
- システムによる引渡報告の送信は、システム復旧後に実施して下さい。

● 解体自動車の引取(シュレッダー業者)

- 自動車リサイクルシステムが停止した場合でも、前工程の事業者から解体自動車が搬入された場合、車台番号、または前工程業者から渡された台帳等のコピーを確認の上、解体自動車の引取を実施することは可能です。
- 電子マニフェストシステムを利用した引取報告については、システム復旧後に実施して下さい。
- システム入力項目については、自社で使用している管理台帳または入力用記録メモ用紙に一時記録し、それを参照しつつシステム復旧後に改めてシステムに入力して下さい。
- 記録する項目については、以下の通りです。
 - 引取日時
 - 引渡元事業者コード、または名称
 - 引取報告対象車台番号
- 自動車リサイクルシステムが停止した場合でも、解体自動車の破碎は実施することが可能です。

入力用記録メモ用紙 【破碎工程 - 解体自動車版】

処理日： 年 月 日 記入者：

車台情報	車台番号	車台番号一覧のコピーを別紙として添付して下さい。		
	車台一覧 受領確認		台数確認	

移動報告	引渡元(前工程)事業所コード			
	引渡元(前工程)事業所名称			
	引渡先(後工程)事業所コード			
	引渡先(後工程)事業所名称			
	運搬	運搬事業者区分	<input type="checkbox"/> 自社運搬、又は引渡先運搬	<input type="checkbox"/> 運搬委託
運搬委託を選択した場合は、委託した運搬事業者名と収集運搬許可番号を記入してください				
運搬事業者名				
廃棄物処理法上の 収集運搬許可番号				

引渡先が認定解体自動車全部利用、または非認定解体自動車全部利用業者の場合に記入してください

全部利用	委託引取会社等	<input type="checkbox"/> ART	<input type="checkbox"/> TH	
	電炉等名			
非認定全部利用	電炉等・廃車ガラ輸出業者			
	事業者 氏名・名称			
	事業者 住所・所在地			
	事業所 名称			
	所在地			

備考	
----	--